

養父市農業委員会

第27回会議録

令和6年12月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第27回会議録

1. 開催日時 令和6年12月24日(火曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議事

議案第86号 農用地利用集積計画の承認について

議案第87号 非農地証明交付申請の承認について

議案第88号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地の使用貸借の解約通知について

報告② 農地法第3条の規定による許可申請について

報告③ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員(13名)

1番 谷垣重俊	2番 吉村英之	3番 藤原健次	4番 坂本光
5番 前川章	6番 濱田房子	7番 珍坂聡	8番 圓山満
9番 山根達夫	10番 藤原義幸	11番 木下計介	12番 秋山博
13番 西谷英樹			

5. 欠席農業委員(0名)

無し

6. 出席推進委員(9名)

14番 小林誠	15番 内田重雄	16番 齋藤隆之	17番 荒木奈見
18番 谷村昭雄	19番 藤本浩一郎	22番 上垣美由紀	
23番 宇佐見孝一	25番 米田渡		

7. 欠席推進委員(3名)

20番 栗田匡晃 21番 鎌谷壽三男 24番 井上勝雄

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹 主事 西村 陽聖

事務局 : 失礼いたします。それでは、ただいまから第27回農業委員会総会を開会いたします。

開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。本日は大変寒い中、そしてまた雨の中、関係委員の現地確認、大変でしたけど、御苦労さんでした。今年もあと1週間あまりとなってまいりまして、本当に1年が早いもんだなという感じがしております。そしてまた、この寒くなってからですけども、風邪とかインフルが少しまたはやってきているように思いますので、皆さんも気をつけておいていただきまして、新しい新年を迎えてもらいたいと思います。

今年最後の総会なんですけれども、また皆さん、慎重審議よろしくお願いたしたいと思います。以上です。

事務局 : 初めに、会議の成立を報告いたします。本日、出席、農業委員13名全員出席でございます。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員につきましては9名出席ということですので、あわせて報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきまして、養父市農業委員会会議規則第5条に、会長が総会の議長となり議事を整理するとされておりますので、山根会長、お願いいたします。

議長 : それでは、始めます。

養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、10番の藤原義幸農業委員と11番の木下農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第86号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 失礼します。1ページを御覧ください。議案第86号「農用地利用集積計画の承認について」です。公告は令和7年1月6日を予定しています。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が167,184平方メートル、148筆、畑が740平方メートル、2筆、合計167,924平方メートル、150筆となっております。利用権の設定を受ける戸数は70戸、利用権を設定する戸数は45戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権です。利用権の内容別にいきますと、使用貸借権が148筆、162,280平方メートル、うち新

規が148筆、162,280平方メートル。解除条件付使用貸借が2筆、5,644平方メートルとなっています。利用権の始期は公告日からで、契約年数は5年5筆、6,645平方メートル、9年1筆、1,102平方メートル、10年142筆、157,419平方メートルとなっております。詳細については次ページ以降に記載をしております。

4ページ、8番、9番は、有限会社による解除条件付の使用貸借です。

5ページから28ページが農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理機構から借り受け、耕作する者を記載しております。貸借期間は、全て令和17年3月31日までの10年間となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第86号を採決いたします。
本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。
続きまして、議案第87号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局： 29ページを御覧ください。議案第87号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番、左近山の土地2筆で、面積が128平方メートルです。所有者は左近山の方で、非農地の事由としましては、昭和40年頃から山林化しており、現況地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは32ページから37ページとなっております。

2番、葛畑の土地1筆で、面積が210平方メートルです。所有者は神戸市の方で、非農地の事由としましては、昭和40年頃より宅地化しており、その後、雑種地化をしております。現況地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは38ページから43ページとなっております。

次のページです。3番、建屋の土地15筆で、面積が2,673平方メートルです。所有者は東京都青梅市の方で、非農地の事由としましては、①番、場市914、

昭和30年頃より山林化しています。②番、大ウスギ102-1、102-2、102-4、昭和30年頃より山林化しております。③番、段156-7、平成15年頃より公衆用道路化しております。④番、段堤ノ下163-1、163-2、平成22年頃より山林化しております。⑤番、段堤ノ下163-3、163-4、平成2年頃より宅地化しております。⑥番、段堤ノ下164-3、164-4、164-5、165-1、165-2、165-3、昭和43年頃より宅地化しております。現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは44ページから59ページとなっております。

次のページです。4番、大屋町大屋市場の土地1筆で、面積が594平方メートルです。所有者は大屋町大杉の方で、非農地の事由としましては、平成14年頃より雑種地化しており、現況地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは60ページから64ページとなっております。

5番、藪崎の土地4筆で、面積が1,557平方メートルです。所有者は八鹿町九鹿の方で、非農地の事由としましては、昭和55年頃及び57年頃から雑種地化しており、現況地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは65ページから69ページとなっております。

6番、八鹿町浅間の土地1筆で、面積が68平方メートルです。所有者は朝来市の方で、非農地の事由としましては、昭和40年頃から雑種地化しており、現況地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは70ページから74ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
番号1番の左近山の件について、担当農業委員より説明を求めます。
8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。座って失礼します。32ページを御覧ください。
32ページの航空写真で見いただきますと、中央を東西に流れているのが大屋川です。場所は左近山という地区になるんですが、この写真の丸印で囲まれた2か所が今回の申請地になります。見ていただいたとおりで、大徳山の中腹、本当に山の中にあるであろうという箇所になります。矢印の先の左近山公民館というところで、今朝、農業委員4名で現地を確認させていただきました。とても山の麓じゃなくて、もう明らかに山の上なので、現地までは赴けませんでした。

36ページを御覧ください。現況写真ということで、申請者の方より写真を提出していただいております。ユルデというのは、中腹あたりの申請地の中でも高いほうで、申請者の方も現地までは行かれなかったということだと思いません。下の写真が下山というところで、どこをどう見ても、畑であったのかというような写真になります。

37ページの始末書にもありますように、まず農機具が行くことはできなかつ

たということと、手作業でされていまして。そのため、もう自宅から遠いため植林をしたと。また、下山は畑にもならない石ばかりで、やむなく放置したということです。始末書も添付されておりますので、申請どおりでいいのではないかと思います。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。座って失礼させていただきます。
今朝の9時過ぎに現地を確認しに行きました。先ほど圓山委員がお話ししたとおり、とても現場に行けるような状況ではなく、36ページの上の写真のように、下のほうから、左近山の公民館の前から山のほうを見て、とても行けるとこではない、まさしく山林であるなということを下から確認しました。始末書にも書かれているとおりであると思います。非農地として問題ないかと思います。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
18番、谷村推進委員。

谷村推進委員： 18番、谷村です。農業委員さんから今説明があったとおりです。よろしくをお願いします。

議長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第87号の1番を採決いたします。
本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の葛畑の件について、担当農業委員より説明を求めます。

3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。38ページを御覧ください。

下のほうが、道路でいいますと、関宮方面です。上に向かって、右のほうに行くのが香美町のほうに行く道、途中から右に入っています、カーブでいっているのが高原に行く道です。丸をしている部分が該当土地になります。

39ページ、ちょうど中心あたり、120-1地番が該当するところです。

40ページを開けてもらったら、字限図が表示されています。

41ページが現況の写真として、これは10月頃の写真です。私、現地確認は先月見てきまして、この土地、碎石が入ったり、土地としては固まった状態で、駐車場にされたり道路拡張工事で資材置場とか、そういうような感じで土地が固まっております。今日は雪の中で地面はちょっと確認できませんでしたが、先月そういうような地面は確認しまして、畑にはちょっと不可能というような状態でした。

次のページ、42ページですけど、平成7年頃の宅地等の状況が写真に出されております。というようなことで、次ページに始末書が書かれております。宅地にして、鶏舎を建てたり駐車場にしたりと使用した状態で、農地から外して、滋賀県のほうの人ですかね、セカンドハウスを建てたいというような話で進んでおるようですので、ひとつよろしく審議のほうお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。今、担当農業委員さんの説明のとおりで相違ないと思います。よろしくお願いします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

25番、米田推進委員。

米田推進委員： 失礼します、推進委員の米田です。先ほど説明があったとおりで、現況は宅地の跡に隣接した農地だったんですけど、以前からこういうふうな状態で雑種地化しておりました。県道沿いの近くの土地ではありますけど、一体的に考えても、管理はされておったんですけど、農地としてはなしに非農地として承認していただければと思っています。以上です。

議長： 説明が終わりました。

この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第87号の2番を採決いたします。
本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の建屋の件について、担当農業委員より説明を求めます。

10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 失礼します。10番、藤原です。この件数は15筆ほどありますので、説明がなかなか長いことかかるかも分かりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

44ページの赤丸で囲んであるとこ、①、②、①のほうは山林になります。昔は畑でしたんですけども、もう木が生えて山林になっております。これもちょっと現地に入って確認はとてもしゃないけどできませんので、①のほうは建屋小学校からちょっと上に上がるほうの能座、小畑の入り口のこの山になります。②のほうは、これは建屋自治協、小学校のちょっと下になるんですけど、建屋自治協のあるところの近くになります。

①番の山の山林化したほうから説明いたします。ここに4か所、赤丸がしてあるんですけどちょっと見にくいと思いますので、①番の47ページ、これが914になります。それと、48ページ、これがウスギの102-1、102-2、102-4、これがもう山林化したこの地番になります。これで山林のほうは終わりです。

それで、②のほうは46ページの航空写真を見ていただいたらいいと思うんですけども、ここに三角や赤丸で、それから印してあるところがたくさんあるんですけど、ちょっとこの地番も見にくいので、これも49ページ、これが道路になっております。46ページの写真の県道沿いのところに三角があるところが、道路になっているところの53ページの156-7になる部分です。

それから次です。163-1というのが50ページの一番上の分です。163-1の三角の部分、その側に163-2、これも54ページの写真になります。55ページの163-3というのが近くにあります。163-4っていうのが住宅、ここ、164-2というのが住宅が建っているところなんで、これは宅地ということなんです。宅地の横に細いところがちょっと宅地と同じ高さで、宅地の法面みたいなのがまだ農地のまま残っていたようです。164-4です。164-3というのが、これはちょっと広い面積になるんですけど、これも建物の横の道路にもその中の道路というか広場になっているところが56ページの写真に出ております。

その次です。57ページ、164-5というのが、これが先ほど言いました162の住

宅の軒です。車庫か物置か、何かに利用されていた建て増しの分、これが農地のところにそうになっていたようです。

その下に165-1が、もうこれも両側に建物があるんですけど、これもその間の広場のところが農地のままになっていたようです。

その次が、58ページの165-2というのが、これもその奥になるんです。ちょっと斜めになっていたようなところの廃材を置いてあるようなところなんです。その土地になります。それから、その下の165-3というのもその近所になります。数が多いんですけども、以上のように非農地にしてくれということで、これは所有者は東京のほうに出られて、長いことそのままであったんですけども、今度、ここを買上げされる方が、非農地にしてくれということで、そうしないと売買ができないようです。それ以外の田んぼとか畑はまた3条のほうでやられるようです。

59ページに細かいことが書いてあるんですけども、申請地につきましては、現在、山林化、宅地化しております。農地でなくなった理由は下記のとおりです。現況を地目に合わせるために申請したものです。今後は農地法を厳守しますということで、細かく書いてありますけども、審議のほうをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼いたします。先ほど担当の藤原委員のほうから説明がありましたので、聞いていただいたと思います。ただ、大変分かりにくかったんじゃないかというふうに思いますので、まず、大ざっぱなところだけを御説明をさせていただきます。

まず、44ページを見ていただきましたら、①と②というふうに丸が囲ってあります。①のところは、右側の45ページにありますけれども、4筆のほ場があって、それが畑なんですけれども山林になっているので変更したいというふうに申請が出ています。

そして、②のところは、そこからかな、150から200メートルぐらい離れたところなんですけれども、それが46ページを見ていただいたらあるんですけども、その右側のところに赤いのでたくさん囲ってあります。そこは以前、養豚場になっていたようなところでした、それが細かく土地が分かれていますので、こういうふうな形で大変分かりにくくなっておりますけれども、その部分が、結構筆数があります。数えてもらったらいいかと思うんですけども、そのところの一带を、今度、農地から雑種地にしたいということです。

それと、いっぱいたまっているところのそこに行くまでの道のところがありますけれども、その上がり道のところにも1筆ありまして、そこも今のところ

農地なのでそれを変えていきたいというような要望です。といたしますのが、現地を見させていただいたんですけれども、現地は、先ほど言いましたように、畜産の跡ですので大変荒れています。畑であったかどうか分からないような状態でして、それをこの地番がある筆数にずっと分けて説明しておられるので大変分かりにくい、そこから先の写真を見てもらったら分かるんですけれども、53ページのところとか、それから54、55ということで、それぞれ地番ごとに写真を撮って皆さんのほうに御報告をしとるとというような現状です。

ですから、全体を見てみないとなかなか分かりにくいんですけれども、場所としては、一番よく分かるのが、先ほど言いました畜産の建物につきましては56、57ページのように、元は田んぼでしたんですけれども、現状としては、いわゆる団地の跡地になっているということで、これをもう完全に農地から外したいということで申請が出てきとるようです。

ですから、その結果としては、59ページのところにありますような、こんな筆数の数になって出てきていると。でも、現状を見ますと、全てもう畑地にはとてもとても戻るような状況ではありません。ですから、写真を見ながら、それから始末書も出ていますので、皆さんの御理解をいただきまして、申請どおりお願いしたいというふうに思います。口足らずで大変申し訳ないんですけども、大変分かりにくいことがあったかもしれませんが、その点につきましては御質問によってお答えしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
17番、荒木推進委員。

荒木推進委員： 17番、荒木です。今、お二人から説明があったとおりです。よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第87号の3番を採決いたします。
本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

た。

続きまして、番号4番の大屋町大屋市場の件について、担当農業委員より説明を求めます。

4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。今朝、現地調査班の方、御苦労様でした。説明のところは60ページと61ページの航空写真を見てください。赤い色で囲ったところが現地でございます。航空写真の下のほうが、養父宍粟線の明延方面です。上が広谷方面になります。

それから、62ページの字限図を見てください。赤で囲ったところが今回の申請地でございます。この申請地というのは、もともとの所有者が事業を行っていたんですが、平成14年にちょっと会社のほうが傾いて競売にかかって、それで現在の所有者の方が、親戚の方らしいんですけど、競売購入したということのようです。親戚の方が高齢になり、管理していないということで、もともとの所有者の方に贈与しようということで今回の申請が上がってきました。

63ページを見てください。63ページの3枚写真があるんですけど、上の雑木、たくさん木が生えているところが申請地でございます。その下の畑というのは、またこれから後で3条申請が上がるところでございます。真ん中の写真、北西側から申請地の現況となっておりますが、これは南東側からの写真でございます。見てのとおり、非常に雑木というのか、木が生えています。それから、その下、これは南東側になっていきますけど、これは北東側から見たところでございます。手前にユズの木がなっていますが、見てのとおり、雑木が生えとって、これを元の田んぼにするというようなことは非常に不可能な状況になっております。

次ページの始末書を見てください。この申請の方というのは少し離れたところで自分とこの田んぼもあるということで、ほとんど管理されていないということで、現状のような雑木林になったというようなことで始末書が添付されています。農地回復ができませんので、御審議のほうよろしく申し上げます。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

6番、濱田農業委員。

濱田委員： 6番、濱田です。座ったままで失礼します。

今日見てきました。ここ、写真にちょっと写っていないけど、ハウスの鉄骨だけが残ったようなところの中から木が生えていて、とつても元に戻すのは難しいかなと私も思いました。さっき坂本委員がおっしゃったとおりですので、審議のほうよろしく申し上げます。

議長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第87号の4番を採決いたします。
本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号5番の藪崎の件について、担当農業委員より説明を求めます。
2番、吉村農業委員。

吉村委員： 吉村でございます。今朝ほど寒い中、大変御苦労さんでございました。どうもありがとうございます。
場所は、この航空写真で見てもらったらそのとおり、国道とJRのちょっと入ったほうです。山陽のそこから入った奥が現状でございます。67ページに図面がありますとおり、左上の赤線の上の角っこから見てもらったら一番はっきりして分かりやすいところでございますが、現状が、全てコンクリで塗り尽くしてあるわけで、どこからどこまでがこの人の、旧所有者のだというようなことは、測量以外にはっきりとしたところは出ません。また、許可を受けておいた書類が紛失しとるとか、いろいろと今言っとられますけれども、行政のほうもその控えがないとかいうような話も伺いましたが、別段、藪崎の農地から、水田から、徐々に買って、上なりへ上がって、コンクリの製品を製造し、販売しておられるのに大きな間違いもございませんし、図面どおりきちっとなつとつて、どこからどこまでのあれは、名前も地番も書いてありますけど、境界は分かりません。全面的にコンクリで仕切っているんで分かりませんが、大きい間違いもございませんし、きちっとして周辺への影響ということも考えてありまして、問題ないと思います。ひとつよろしく願っていたと思います。
もう一つ、68ページの現状もこのとおり間違いございませんし、見てもらったとおりで判断していきたいと思います。よろしく願いたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： すみません、10番、藤原です。先ほど担当委員が申されたように、これはもう昭和55年から昭和57年に購入されたようです。そのときに申請はされたようなんですけれども、その書類が紛失ということで、再申請ということで今回上がってきたようです。

周辺の農地に関しましては、もう年数がたっておりますし、影響がないように思われますので、これを更地にするということはとてもじゃないが無理だと思いますので、申請どおりによりしくお願いしたいと思います。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
19番、藤本推進委員。

藤本推進委員： 19番、藤本です。現況につきましては、先ほど農業委員さん等が説明されたとおりです。67ページのほうにあります図面の中で、1055-4、1056-1、1057-1のほうで今年度も水稻を作付されておりましたので、何ら影響ないものと考えております。以上です。

議 長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第87号の5番を採決いたします。
本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号6番の八鹿町浅間の件について、担当農業委員より説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。ページ数は70ページから始まります。70と71ページを見ていただいたら分かりますように、70ページは71ページよりも広く撮った写真で、71ページを見ていただいて、左側が八鹿町方面に行く道路になっております。それから、右側には出石に至るほうの道路ということで、この浅間のど真ん中を走っている道路です。

そこから山側に上がったところなんですけれども、1枚めくっていただきましたら、その現状の写真が出ています。73ページの写真を見ていただいたらすぐ分かるように、もう周りは住宅ばかりで畑地というのは、ほとんどというか、中にはちょっとありますけれども、ほとんどありません。この土地を見ていただいたら分かりますように、もう以前からずっと宅地化していたらしいです。現状は更地になっていますけれども、456-1には以前は建物が建っていたようです。しかし、今、壊されまして、更地になっていますけれども、そういうことで全て宅地化しているのが現状です。これを、正直なところ、復元をして畑にということは大変できるようなところではありませんので、皆さんの御判断をいただきたいということで出しておりますけれども、ここにちょっと始末書もあります。始末書も読んでいただいたら分かるように、過去からずっとこういう状態であって、それをというようなことで書いておりますので、また読んでいただいて、御理解のほうをいただきたいというふうに思います。よろしく審議をお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
12番、秋山農業委員。

秋山委員： 風邪引いって声が非常に悪くて、聞き取りにくいので申し訳ございませんけど、よろしくをお願いします。

午前中に現地は確認させていただきました。今、担当委員の方が説明されたとおりなんですけれども、昭和40年頃には物置、それから蔵がもうこの場所にあり、現在は取り壊されとって雑種地化はしておりますんですけれども、宅地の跡ということで、見てのとおり、現状を農地として再利用は不可能かと思われれます。あわせて、始末書も添付されております。現況地目への変更は妥当かと思われれますので、よろしくお願いいたします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 16番、齋藤です。先ほど木下委員、秋山委員の言われたとおりで、ほかにも畑とか田んぼが隣接してないし、申請どおりだと思います。以上です。

議長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第87号の6番を採決いたします。
本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第88号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 75ページを御覧ください。議案第88号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市奥米地の土地1筆、面積は1,206平方メートルです。譲渡人は養父市奥米地の方、譲受人は養父市奥米地の宗教法人です。現在、参拝や行事に参列される方のために駐車場を借りておりますが、その借入れが難しくなったため、申請地内に露天駐車場を建設することが転用の目的です。移転する権利は所有権です。関連ページは76ページから80ページです。

申請番号2番、養父市三宅の土地2筆、合計面積は1,602平方メートルです。貸付人は養父市三宅の方、借受人は養父市三宅の株式会社です。貸付人が営んでいる会社の社宅及びガレージ、カーポートを建設することが転用の目的で、設定する権利は使用貸借権です。

なお、2筆のうち下段の1筆、面積401平方メートルにつきましては、建築の資材やクレーンを置くための一時転用となります。事業完了後は農地に復元されることとなっております。関連ページは81ページから88ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の奥米地の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、以前は農用地区域の中にありましたが、区域からの除外申請があり、本年10月16日をもって農用地から除外が完了したため、農用地区域外となります。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することにつ

いて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。
2番、吉村農業委員。

吉村委員： 2番、吉村です。今朝ほど現地調査させていただきました。航空写真で見てもらってもすぐ分かるとおりに、またその77ページの図面でも分かりますが、奥米地のほたるの館から、またその隣にありますお寺の真下、奥米地でも一番いい田でございます。また、そういう中心地じゃないと駐車場としての目的を達しないというところから、ここを希望されて駐車場ということで露天駐車場ができるわけでございます。周辺に遊休農地もありますが、駐車場というものは離れとっては何の意味もないものでございまして、ちょうど求められるのと、また出してもいいという方がいい話がありましたので、今日こういうふうになりました。1,206平方メートルで、結構奥米地も広い土地でございまして、ひとつ奥米地という地形的なものから、皆さん方の御理解をひとつお願いしたいと思っております。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。よろしくお願ひいたします。午前中に現地は確認させていただきました。今、担当委員のほうから詳しい説明がありましたとおりで、農用地除外申請を受けた農地を転用というか、露天駐車場として使われるようであります。隣接地権者からも一応同意も得られ、また給排水並びに日照の問題もなく、隣接ほ場の営農への影響もないものと思われまますので、本申請は許可相当かと思われまますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
19番、藤本推進委員。

藤本推進委員： 19番、藤本です。78ページが一番見やすいのでちょっと見ていただきたいと思ひますけれど、申請地とその上に道路がございまして、その間に用水が走っております。この用水をまたぐ格好で進入路等出入口が2か所造られるというふう聞いておりますので、特に水路等に関しましては問題がなく、周辺農地につきましても営農ができるというふうにかえまます。

ただ、推進委員としましては、この申請地につきましましては、奥米地に取りま

しては一等地でございますし、またある程度の団地化されて、なお国県の補助金等入れてほ場整備もされたようなところがこのように転用されるというのは、ちょっと残念ではあります。以上です。

議長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

前川委員： すみません、前川です。駐車場の完成図がないので少し確認させてもらいたい点があります。駐車場がかさ上げされるのかどうなのか。そしてまた、アスファルト舗装、コンクリート舗装などがされるのかどうなのか。その舗装された場合、駐車場の雨水の排水ですよね、施設内の排水が、下の1028に流れ込むのかどうなのか。要は、駐車場の排水がどういうふうに処理されるのか、ちょっとその辺、田んぼの中に入っていくのはまずいんじゃないかなというふうに思いましたので、その点確認してもらえればなど、お願いします。

議長： 事務局、どうぞ。

事務局： では、まず79ページを御覧ください。少し見にくいんですが、横断図ということで、右から左、AからA'、上から下、B'からBという断面が切られております。この写真の下、ちょっと分かりにくいんですが、左側がAからA'の断面、右側がBからB'の断面となっております。縦横に切ってあるんですが、大体40センチほどかさ上げする形となっております。あと、舗装につきましては、コンクリート、アスファルト舗装は行わず、砕石のみの仕上げとなっておりますので、基本的には雨水は地下浸透していくということで、隣接の農地に流れ込むことはないというふうに伺っております。以上です。

議長： ちょっともう一つ聞きたいんですけど、その砕石はこの水路に落ちることはないんですか、これ。

事務局： 基本、水路に落ちることはありません。ただ、進入路につきましては用水路をまたぐ形になりますので、そこだけ水路に蓋かぶせをして暗渠排水となる形になりますので、特に流れ込むことはないと思います。

議長： この今ある既存の道路とその埋め立てた40センチね、その高さが、その間に水路があるわけだけでも、ここ、どう考えても砕石が落ちるんじゃないかと思うんですけど。水路側に。

事務局： 多分、結構高さがあるものだと思いますので、砕石が水路側に落ちることは

少ないと思います。

議長： ほかに質疑ある方、どうぞ。よろしいですか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第88号の1番を採決いたします。
本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の三宅の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。
13番、西谷農業委員。

西谷委員： 13番、西谷です。81ページを御覧ください。

まず、ここの位置ですが、中央に走っておりますのが国道9号線です。右側が八鹿、京都方面、左側が関宮、鳥取方面に行く道路です。水色に塗ってありますが、これが一級河川八木川であります。場所はこの国道9号線、三宅公会堂というところがあるんですが、それより少し山側に行ったところの農地があります。それで、この赤で囲ってある部分が今回転用するもので、青で囲ってある部分が一時転用となります。

それで、次のページを御覧ください。82ページです。この転用する、ちょうど赤で塗ってある部分ですが、ここにはこの会社の社員住宅、社員が泊まる住宅を計画しておられます。その縁にはカーポートとかガレージが予定されてお

ります。それで、黄色い一時転用の部分は、この工事をするためのクレーン車であつたり、それから重機のいわゆる駐車場、それから資材置場であつたりして、これは一時転用ですので、工事が終わりましたらまた農地に戻すということです。

それで、次の航空写真を見ていただきたいと思いますが、これが先ほど言いました上の大きい部分が赤で塗ってあつたところ、転用の部分です。下の小さい部分が一時転用の部分です。後ろのほうは、山手のほうは山がありまして、急傾斜崩壊の防止事業が行われています。それで、この駐車場、あるいは建物のいわゆる雨水につきましては、その山から落ちてくる排水路に流すように聞いております。そして、この水路は山の下がり水ですので、ほかの農地への用水とかには関係ありませんので、今回のこの転用をして社員住宅、あるいはカーポート、ガレージを造ることに特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。午前中に現地確認してきました。ただいま西谷委員さんから丁寧に説明がありましたとおりですので、申請をよろしくお願ひします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
23番、宇佐見推進委員。

宇佐見推進委員： 23番、宇佐見です。朝、農業委員に確認してもらったように、今、西谷農業委員が言われたように許可相当やと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。
どうぞ。

小林推進委員： 一時転用する土地なんですけども、この辺も結構放棄地があるみたいな感じに見えたんですけど、ひょっとして、結果的に土地を管理するには埋めちゃったらそのままほっといたほうが便利なような気がするんですけど、もしも復旧するといつて復旧されなかつた場合にはどういふふうな対処になるんでしょうか。強制的にといふか、法律つていふのは、農地法つて結構ええ逃げ道があつて、後は知りませんみたいなことが結構あるみたいなもんなので、その辺のことをちょっと伺いたいんですけども。

事務局：こちら一時転用する土地ですが、基本的には土を入れず、鉄板敷きだけで作業はされます。なので、復旧に当たっては鉄板をめくって回収した後、耕地に戻すと、一回耕うんしてもらおうような形にはなります。ただ、危惧されているように、一時転用後、農地に戻らないような状況がある場合については、まだ農地法の中にありますので、そこは違反転用と同じ扱いになります。ですので、その後は、事後で申請をしていただくか、申請理由がない場合は農地に復元するまでが農地法なので、違反転用と同じように、個人であれば300万円の罰金を課すこともできるということにはなっております。以上です。

議長：すみません、一時転用のことを少し聞きましたけども、またいつからいつまでという期限もちゃんと後でまた事務局のほうがお伺いするということになっておりますので。

説明が終わりました。

この件について質疑はほかにありませんか。

坂本委員：4番、坂本です。土地のことはいいんですけど、建物を見ると非常に立派な、社宅と思えないような造りになっとなじまないかなと思います。狙いは薄々分かるわけなんですけど、ただ、その狙いどおりにこの委員会が承諾していいものかどうかいうことをちょっと疑問に思います。先ほどもこちらのほうで話していましたが、社宅というより迎賓館みたいな造りになって、仏間もあるようなところですので、非常にもうけとられる企業ですので、迎賓館となったら経費で落ちませんので、やっぱり経費で落とすために社宅という名前になっとなかなという、ちょっと疑問が感じました。私が言うべきことじゃないですけど、何かこう、そこらのところで、事務局のほうで御説明をお願いします。

事務局：多分皆さん危惧されていることは同じだと思います。私もこの転用に当たっては、個人の宅か社宅かということで、本人さんが申請に来られたわけではなくて代理の方が来られました。確認させていただきますと、個人宅ではないと、形は個人宅っぽいんですけども、一応、当初は役員が住むことは想定はしているんですが、後々従業員から求めがあれば従業員も使うことができるという形で、会社の持ち物ということで社宅という扱いということですので、なので、もともとは4条の個人でいくという話は当初からなくて、5条で会社に譲り渡すということで進められていたようですので、もちろん所有者の方と会社の代表取締役が同じということはあるんですが、そこは会社の株式会社という形で決議された中で社宅というふうなことで転用が出ているということですので、それ以上、いや、個人宅でしょうとなかなか突っ込みづらいものもありますので、思いとしては、従業員も使わせるということを確認しておりますので、一

応申請自体は社宅として受けさせていただいております。以上です。

議長： ほかに質疑はございませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第88号の2番を採決いたします。
本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告①、農地の使用賃貸の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 89ページを御覧ください。報告①農地の使用貸借の解約通知についてです。
1番から6番までは借人が同一の法人大谷の株式会社になりますので、大谷の株式会社になります。合意解約日、土地の引渡し時期は令和6年12月1日、解約条件なしの合意解約ということで、今後は所有者が管理されるということです。

それでは、1番です。八鹿町八木の土地1筆、面積が2,896平方メートル、貸人は三宅の方です。

2番、八鹿町八木の土地1筆で、面積が2,427平方メートル、貸人は三宅の方です。

3番、三宅の土地1筆で、面積は1,098平方メートル、貸人は三宅の方です。

4番、三宅の土地1筆で、面積が1,921平方メートルです。貸人は三宅の方です。

5番、大谷の土地1筆で、面積が206平方メートルです。貸人は大谷の方です。

6番、大谷の土地1筆で、面積が474平方メートルで、貸人は大谷の方です。

次のページを御覧ください。7番です。大藪の土地1筆で、面積が1,053平方メートルです。貸人は豊岡市の方、借人は朝来市の方です。合意解約年月日は令和6年12月1日、土地の引渡し日も同日です。解約条件なしの合意解約になるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。

小林推進委員： 度々すみません。これ、借人は資力、信用のある株式会社が借りたかと思うんですけども、これ、どんどんどん稲津からそこら辺、大屋、解約することを普通に認めていっちゃってもいいのかどうか、やめるのに理由はないといわれていたらそうかもしれませんし、会社経営なんで、赤字は切るということは考えれることですが、あまりにも大きな会社がやめるやめるというのを認めはったらちょっと、認めるほうもどうなのかなという考えがあるんですけど、どうでしょうか。

事務局： 土地の合意解約については、多分事務局としても認める認めないという話にはならないのかなと思っています。お互いが借りられる方、貸している方が合意解約されるということなので、それを事務局としては受け取っていると、それを報告をさせてもらっているということです。ただ、先ほど小林さんが言われたように、この企業につきましては、平成28年頃に参入をされて、大谷のほうにトマトハウスも造られてというところで頑張っておられたというところがありますが、やはり経営をする中で、以前も報告させてもらったように、トマトハウスのほうは別の事業者さんに譲り渡している状況、そして水稻のほうも少しずつ、今土地の整理をしているという状況でございますので、ただ、そこに至るまでには、それぞれ農林振興課なり、農地政策課なり、いろんな情報提供ですとかはさせてもらった上でこのように結果になってしまっているところですので、なかなか悔しいところもありますけども、止めることもできなかったのかなというところですね。こんな回答でよろしいでしょうか。

小林推進委員： 実際に、ほ場の裏のところも、結局何もしない状態で、●●が購入されたのもありますし、ちょっといろいろとその辺が、特区のあれが難しいのかなと思うのが多々あるのでという意見なんですけど。

事務局： 農業委員会の業務というか、所管業務としまして、農地所有適格法人の届出とか、それから一般法人の解除条件の関係の届出とかも我々のところに届くというところなので、ここに至るまでには一度相談を受けて、我々も中に入って、本当に難しいんですかという話はさせてもらった上で最終的にこうなっているということで、●●さんについては、ほぼやめる方向に進んでいるというように、今現在、状況になっております。

そういう一方で、逆に、建屋の●●さんは、どンドン増やそうとしておられるというようなことで、やはりうまくいっているところもあれば、うまくいなくなっているところもあるというのが今現在の状況かなというふうに思っております。

議長： 事務局、これ12月1日、日付がなつとるんやけども、1から6までのやつが、これだけ8反ぐらいあるやんか。これ所有者が管理できないから出しておって、もう次に誰かがするところがないんですか、これ。

事務局： 一応事業者から聞いているのは、自社が撤退するに当たって、同意の印鑑をもらって、その後は、会長が言われるように、所有者が作れなくてというところかと思うんですけど、所有者にお返しをするということで印鑑をもらったということですので、先方が書いてきています届出についても、もう所有者が管理しますということがはっきり書いた上での印鑑ですので、そこから先のところにつきましては、まだこちらのほうでは確認ができていないというところでございます。

議長： なら、誰がするとも、手を挙げている人も、まだいてないということ。

事務局： はい。

議長： これは、そやけど、もう年が明けて、春になったら田植の準備から始まらないのに、これはもう悪い、悪いというか、担当の委員の方がちょっと責任持って見てもらうとか、これだけの農地やから、耕作するかせんかとかしとかな、また放棄地になる可能性がありますよ、これ。

事務局： 私のほうからもちょっと再度事業者には確認をしてみます。

議長： ほかに質疑はありませんか。
西谷さん、どうぞ。

西谷委員： 大谷の担当委員になるんですが、三宅とか、それから八鹿町八木の農地については、ちょっとこの地番がどこの場所かというのはよく分かりませんが、大谷分につきましては、もう必ず耕作放棄地になると、もともと耕作放棄地であったところを●●が何とかしようと思って借りたんだけど、どうにもできなかったというのが本音で、5番がそういうことです。6番も一作ぐらい作ったかどうかぐらいで、もちろん稲は作っていません。ですから、これは必ず耕作放棄地になるというふうに思っております。5番のほうは●●の前のほうの国道より下で八木川沿いというところで、農道もなければそういう土地ですので、なかなか誰かが作ろうとかいうことにはもうならないと思いますし、6番につきましては、大谷の万久里口というバス停の下に3メートルか5メートルぐらい低いところにある農地で、これも行くところが非常に急勾配で、いわゆるテレーというんですか、こまめみたいな、ああいうようなものしか下りれない

ようなところですので、今、ここに次に入ってしようというような人は、1人ちょっと思い浮かぶ人があるんですけど、普通誰も入らないと思います。

議長： ありがとうございます。
ほかに質問ある方、どうぞ。よろしいですか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告②農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： 91ページを御覧ください。報告②農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、大屋町大杉の土地1筆で、面積が284平方メートルです。譲受人は加古川市の方、譲渡人は大屋町大杉の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が11月7日、許可日が11月21日となっています。

2番、八鹿町小山の土地1筆で、面積が115平方メートルです。譲受人は八鹿町小山の方、譲渡人は京都府福知山市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が11月28日、許可日が12月10日となっています。

3番、大屋町大屋市場の土地1筆で、面積が722平方メートルです。譲受人は朝来市の方で、譲渡人は大屋町大杉の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が12月3日、許可日が12月12日となっています。

4番、関宮の土地1筆で、面積が670平方メートルです。譲受人は関宮の方で、譲渡人は関宮の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が12月4日、許可日が12月10日となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告③農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局： 92ページを御覧ください。報告③農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、申請場所は八鹿町坂本の土地9筆、合計面積が3,728平方メートルです。申請人は朝来市の方です。取得した日が令和6年10月21日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

2番、申請場所は八鹿町坂本の土地8筆、合計面積が2,564平方メートルです。申請人は朝来市の方で、取得した日が令和6年10月21日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

3番、申請場所は八鹿町坂本の土地7筆、合計面積が2,869平方メートルです。申請人は八鹿町坂本の方です。取得した日が令和6年10月2日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

4番、申請場所は八鹿町坂本の土地4筆、合計面積が2,454平方メートルです。申請人は八鹿町浅間の方です。取得した日が令和6年10月2日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

5番、申請場所は八鹿町坂本の土地1筆、面積が179平方メートルです。申請人は八鹿町坂本の方です。取得した日が令和6年9月6日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
これで報告事項は終了いたしました。
以上で第27回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 小根達夫

署名委員 藤原義幸

署名委員 木下計介

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

Handwritten text in a rectangular box, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in three lines:

先生 敬請
垂青 謹啟
亦借 下本